

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年6月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600833号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700040号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成20年7月28日は39万2,000円に、同年12月22日は35万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月28日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月28日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月22日  
② 平成17年12月16日  
③ 平成20年7月28日  
④ 平成20年12月22日

A社に勤務していた各請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該賞与額に係る記録がない。

各請求期間の賞与振込額が確認できる預金通帳の写しを提出するので、各請求期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間③及び④について、請求者から提出された総合貯蓄口座通帳(以下「預金通帳」という。)、A社の回答、同社から提出された従業員の賞与(5回分)に係る健康保険及び厚生年金保険の各保険料控除額が記載された資料(以下「保険料控除額一覧表」という。)並びに複数の同僚から提出された各人の賞与明細書から判断すると、請求者が、当該各期間に賞与の支払を受け、当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③及び④に係る標準賞与額については、前述の預金通帳、保険料控除額一覧表及び同僚から提出された賞与明細書により確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間③は39万2,000円、請求期間④は35万1,000円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者の請求期間③及び④の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①及び②について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において賞与の支払を受けていたことに加え、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる場合であるところ、前述の預金通帳、A社の回答及び保険料控除額一覧表により、請求者が、当該各期間に係る賞与の支払を受けたことは認められるものの、当該保険料控除額一覧表において厚生年金保険料の控除を確認できず、同社は、請求者の当該各賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の控除状況について、「2005年は、厚生年金は控除していません（理由は不明です）。※健保はしております。」と、また、当時の事業主は、厚生年金保険料を控除していない理由について、「事務的に計算の忘れか、あるいは厚生年金等について、賞与への計算が設定されていなかったかのミスだと思います。」と、それぞれ回答している。

また、複数の同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書により確認できる控除項目、社会保険料率等を基に、請求者の預金通帳に記載された当該各期間の賞与振込額から「賞与支給額」を逆算したところ、請求者の当該各期間の賞与から健康保険料及び厚生年金保険料のいずれもが源泉控除されていたと仮定した場合における「健康保険料控除額」は、前述の保険料控除額一覧表に記載されている請求者の当該各期間の「健康保険料額」と大きく相違する一方、請求者の当該各期間に係る賞与から厚生年金保険料が源泉控除されていなかったと仮定した場合における「健康保険料控除額」は、保険料控除額一覧表に記載されている請求者の当該各期間の「健康保険料額」と一致しており、これらの状況から、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600630号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700014号

## 第1 結論

昭和60年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から同年9月まで

明確な時期を記憶していないが、当時、夫が勤務していたA社B支店(現在は、C支店)の総務課の担当者に、私宛てに郵送された国民年金に関する文書を見せて相談したところ、当該担当者に、「国民年金保険料の未納期間が有るので納付しておいた方が良い。」と言われたので、夫がD県E市役所の国民年金の窓口において、請求期間の国民年金保険料として約6万円を一括納付してくれた。納付すると、スーパーのレシートのような領収証書をもたらした。

夫がB支店に勤務していた昭和63年11月から平成7年3月までの期間に、請求期間の国民年金保険料を間違いなく納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、その夫がB支店に勤務していた昭和63年11月から平成7年3月までの期間に、E市役所の国民年金の窓口において、請求者の夫が請求期間の国民年金保険料として約6万円を一括して過年度納付し、スーパーのレシートのような領収証書をもたらした旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和63年11月から平成7年3月までの期間(以下「請求者が主張する納付時期」という。)のうち、請求期間に最も近い昭和63年11月時点でも、請求期間の各月の国民年金保険料は、全て納期限から2年を経過していることから、時効により納付することができず、請求者の主張と符合しない。

また、E市は、請求者が主張する納付時期当時の国民年金担当窓口における国民年金保険料の領収証書の交付状況について、レジスター(金銭登録機)の設置はなく、レシートを領収証書として交付していなかったと思われる旨回答している。

さらに、請求期間の国民年金保険料について、仮に、時効が到来する前に、E市役所の国民年金担当窓口において過年度納付しようとした場合でも、同市は、過年度保険料を預かることはしていない旨回答している上、請求期間の国民年金保険料の合計額は4万440円であり、請求者が主張する納付金額と乖離している。

加えて、請求者に係るE市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す記載は見当たらず、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600725号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700015号

## 第1 結論

平成3年9月から平成4年3月までの請求期間及び平成5年4月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年9月から平成4年3月まで  
② 平成5年4月から平成7年3月まで

国民年金の加入手続については覚えていないが、恐らく、請求期間①の国民年金保険料については、A県B市内のC銀行、郵便局又は農業協同組合のいずれかにおいて、請求期間②については、D県E市内のF銀行又は郵便局のいずれかにおいて、預貯金を引き出し、その場で納付書を使用して納付したと思う。また、納付が遅れて督促を受けてまとめて納付したことを覚えているが、どの期間だったのかは覚えていない。

請求期間①及び②について、全ての国民年金保険料を納付したと言えるまでの記憶は無いが、国民年金の加入手続を行い、最初の2か月分を納付して、その後は一度も納付しなかったとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月28日にB市において払い出されており、同市の平成3年度に係る国民年金収滞納一覧表によると、請求期間①直前の平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料は、同年9月17日に収納されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、複数の納付場所を挙げており、当該期間に係る納付書の入手方法及び形状を記憶していないなど、請求者の納付に関する記憶は明確ではなく、当該期間の国民年金保険料の具体的な納付状況は不明である。

また、前述のB市の国民年金収滞納一覧表及び請求者が同市から転居したE市の平成5年度及び平成6年度に係る収滞納リストによると、請求者の請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらず、これらに記録された納付状況は、請求者のオンライン記録と符合している。

さらに、請求期間①及び②当時、B市及びE市では、OCR(光学式文字読取装置)を導入して収納処理が行われており、銀行及び郵便局等において納付された国民年金保険料の納付記録が両市において複数回にわたり欠落するとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600570号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700016号

## 第1 結論

昭和62年4月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から同年8月まで

昭和52年1月に国民年金に任意加入し、夫が国民年金保険料を納付してくれていたが、昭和61年4月の年金制度改革により、私は、国民年金の第3号被保険者(以下「第3号被保険者」という。)に該当したため、国民年金保険料を納付することが不要になった。しかし、夫は、このことを知らずに、同年4月以降も昭和62年8月までの国民年金保険料を金融機関の窓口において納付していた。

昭和61年4月から昭和62年3月までについて、当初、納付した国民年金保険料の納付記録が見付からなかったが、後になって納付記録が見付き、平成7年8月に当該期間の国民年金保険料が還付された。

しかし、請求期間については、国民年金保険料の納付記録が見付からず、納付したはずの国民年金保険料が還付されなかったため、調査の上、請求期間の国民年金保険料を納付していた事実を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和61年4月に第3号被保険者に該当していたが、当該事情を知らなかった請求者の夫が、同年4月から請求期間を含む昭和62年8月までの国民年金保険料を金融機関の窓口において納付した旨主張しており、オンライン記録によると、当該期間のうち、請求者に係る昭和61年4月から昭和62年3月までの国民年金保険料の納付記録が入力(第3号被保険者期間と重複のため、平成7年8月1日に還付決定決議済み)されている。

しかしながら、金融機関の窓口において国民年金保険料を納付する場合には、納付書が必要となるため、請求者が昭和61年4月1日付けで第3号被保険者に該当する旨の国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書「市区町村控」(以下「第3号被保険者該当届」)に、昭和61年3月25日付けのA県B市の受付印が確認でき、同市の昭和61年度に係る国民年金保険料収滞納一覧表によると、請求者の欄に第3号被保険者を意味する「B」の記号が印字されていることから、同市は、請求期間当時、請求者について納付書の発行を要しない第3号被保険者として認識していたものと考えられる。

また、B市は、請求期間に係る国民年金保険料の納付書の発行について、「請求者は、第3号被保険者であり、種別変更の届出が無い限り、納付書は発行しないと推察する。」旨回答しており、オンライン記録等によると、請求者が昭和61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得した後、請求者の夫の転職により、昭和62年4月1日付けで第1号被保険者へ、同年4月20日付けで、再び第3号被保険者への種別変更の届出を行う必要があったが、これらの種別変更に係る処理日(平成7年5月31日)及び昭和62年4月20日付けの第3号被保険者

該当届の受付日（平成7年5月31日）からすると、これらの種別変更の届出は、平成7年5月31日にまとめて行われたものと考えられ、これより前に、種別変更の届出が行われたことをうかがわせる事跡は見当たらない。

さらに、請求期間は、前述の昭和61年4月1日付けで第3号被保険者に該当する旨の第3号被保険者該当届の受付日（昭和61年3月25日）から1年以上経過した後の期間である。

これらの事情から判断すると、B市が請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付書を発行したとは考え難く、請求者の夫は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、請求者の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600709号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700017号

## 第1 結論

平成6年4月から平成9年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月から平成9年12月まで

平成5年10月にA事業所を退職して間もない頃に、私又は妻が請求期間に係る国民年金の加入手続をB県C市D区役所において夫婦同時に行い、請求期間の国民年金保険料については、妻が夫婦同様に納付していた。

私と妻は、結婚してから今まで、必ず、同一の保険、同一の年金に同時に加入し、夫婦同様に保険料を納付してきた。それにもかかわらず、請求期間について、妻のみ国民年金に加入し、妻の国民年金保険料のみが納付済みとなっているが、そのようなことは考え難い。

請求期間当時の資料等はないが、請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成5年10月にA事業所を退職して間もない頃に、請求者又はその妻が夫婦同時に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、請求者の妻が夫婦同様に納付していた旨主張しており、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻に係る請求期間と同じ期間の国民年金保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者の主張する時期に国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金の年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み名の氏名検索等を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、請求期間中の平成9年1月に、制度共通の年金記録を管理する番号として基礎年金番号が実施されたことに伴い、これ以降は、基礎年金番号によって年金記録を管理することとなり、国民年金及び厚生年金保険の加入者については、切替時に加入していた制度の年金手帳の記号番号が基礎年金番号とされたが、請求者の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号であり、このことは請求者の陳述と符合しない。

さらに、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日付庁文発第3151号。以下「通知」という。)によると、平成8年10月から同年12月末までの間、年金制度に未加入者であり、かつ、それ以前に年金制度の被保険者期間が有る者が年金制度に再加入する場合、社会保険事務所(当時)において、資格取得届等の処理時に直近加入制度の年金手帳の記号番号を基礎年金番号として付番することとされているところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求期間直後の厚生年金保険被保険者期間(E事業所)に係る資格取得届の処理時(平成10年1月9日)に、A事業所における厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番処理されており、当該通知の取扱いと符合している。

これらの事情から判断すると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の妻は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、請求期間に係る国民年金の加入手続について、請求者は、「よく覚えていない。」旨陳述しており、請求者の妻からも、当該加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について、具体的な陳述は得られない。

また、請求者の妻は、「請求期間の国民年金保険料を納付するとすれば金融機関の窓口だと思う。」旨陳述しているところ、金融機関において、国民年金保険料を納付する場合には納付書が必要となるが、前述のとおり、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、このことは請求者の妻の陳述と符合しない。

なお、念のため、請求者が税務関係事務を委託しているF事務所に、請求者及びその妻に係る所得税の確定申告書控等（以下「確定申告書控等」という。）の保管状況について照会したところ、同事務所より、平成6年分から平成9年分を含む期間の二人の確定申告書控等が提出されたが、当該確定申告書控等によると、社会保険料控除（国民年金）として、請求期間である平成6年4月から平成9年12月までの期間に係る二人分の国民年金保険料の合計額に満たない金額しか申告されておらず、また、その申告内容から、二人の国民年金保険料が同様に納付されていたことをうかがうこともできないことから、当該資料をもって、請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

このほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600834号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700039号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月1日頃から昭和53年9月30日頃まで  
年金受給に当たり、年金記録を確認したところ、A社に正社員として勤務した請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないことが分かった。  
調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の元事業主及び元同僚の陳述から、請求者が、請求期間前の昭和50年5月26日から請求期間中の昭和52年3月25日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は、平成10年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、平成14年12月3日に解散している上、同社解散時の代表取締役は、「請求期間当時の資料は何も残っておらず、社会保険事務及び経理事務を行っていた当時の事業主も既に死亡しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは分からない。」旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について事業主等から確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会したが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に被保険者資格を取得した者の健保証の番号は連続しており欠番はなく、請求者の請求期間に係る被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。